

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年11月22日
【中間会計期間】	第38期中（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）
【会社名】	総合警備保障株式会社
【英訳名】	SOHGO SECURITY SERVICES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 温
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
【電話番号】	(03) 3470-6811(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 大西 明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
【電話番号】	(03) 3470-6811(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 大西 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成14年12月25日に提出いたしました第38期中（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため本訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

注記事項

(1 株当たり情報)

2 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

注記事項

(1 株当たり情報)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示してあります。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

(平成12年8月22日臨時株主総会決議)

(訂正前)

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,365,000	1,227,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,890,525,000	1,700,503,000
新株予約権の行使期間	平成14年9月1日から 平成19年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,385 資本組入額 1,385	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡又は担保に供することは認めない	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件につきましては、平成12年8月22日開催の臨時株主総会決議及び平成12年10月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、臨時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、次の新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(1) 提出日の前月末までに権利が行使された新株予約権

(2) 「新株引受権付与契約」の権利行使条件により権利を喪失した者の新株予約権

3. 平成14年8月1日付で、株式1株につき13株の分割を致しました。新株予約権の目的となる株式の数は、当該分割後の数で表示しております。

(訂正後)

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<u>1,391,000</u>	<u>1,240,800</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>1,926,535,000</u>	<u>1,718,508,000</u>
新株予約権の行使期間	平成14年9月1日から 平成19年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,385 資本組入額 1,385	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡又は担保に供することは認めない	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件につきましては、平成12年8月22日開催の臨時株主総会決議及び平成12年10月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、臨時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、次の新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(1) 提出日の前月末までに権利が行使された新株引受権

(2) 「新株引受権付与契約」の権利行使条件により権利を喪失した者の新株引受権

3. 平成14年8月1日付で、株式1株につき13株の分割を致しました。新株予約権の目的となる株式の数は、当該分割後の数で表示しております。

③ 商法第280条ノ20及び商法第280ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況  
 (平成14年6月27日定時株主総会決議)

(訂正前)

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>24,570</u>	<u>24,180</u>
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<u>2,457,000</u>	<u>2,418,000</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>3,474,198,000</u>	<u>3,419,052,000</u>
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,414 資本組入額 707	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>譲渡は認めない</u>	同左

(注)

(以下略)

(訂正後)

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>24,180</u>	<u>同左</u>
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<u>2,418,000</u>	<u>同左</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>3,419,052,000</u>	<u>同左</u>
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,414 資本組入額 707	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>譲渡又は担保に供することは認めない</u>	同左

(注)

(以下略)

## 第5【経理の状況】

### 1【中間連結財務諸表等】

#### (1)【中間連結財務諸表】

注記事項

(1株当たり情報)

<前略>

(訂正前)

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	—	3,167	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
(うち持分法適用会社の前期利益 処分による役員賞与金のうち提出 会社の負担すべき金額)		△30	
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	—	3,198	—
期中平均株式数(千株)	—	85,231	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権3種類(平成12年8月22日臨時株主総会決議、平成13年6月28日定時株主総会決議、平成14年6月27日定時株主総会決議) なお、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の目的となる株式の数は2,808,000株であり、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の数は24,570個であります。 これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	—

(訂正後)

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	—	3,167	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	<u>△30</u>	—
(うち持分法適用会社の前期利益 処分による役員賞与金のうち提出 会社の負担すべき金額)		<u>(△30)</u>	
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	—	3,198	—
期中平均株式数(千株)	—	85,231	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権3種類(平成12年8月22日臨時株主総会決議、平成13年6月28日定時株主総会決議、平成14年6月27日定時株主総会決議) なお、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の目的となる株式の数は2,834,000株であり、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の数は24,180個であります。 これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	—

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

注記事項

(1株当たり情報)

<前略>

(訂正前)

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	—	3,118	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	—	3,118	—
期中平均株式数(千株)	—	85,231	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	<p>新株予約権3種類(平成12年8月22日臨時株主総会決議、平成13年6月28日定時株主総会決議、平成14年6月27日定時株主総会決議)            なお、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の目的となる株式の数は<u>2,808,000株</u>であり、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の数は<u>24,570個</u>であります。            これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。</p>	—

(訂正後)

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	—	3,118	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	—	3,118	—
期中平均株式数(千株)	—	85,231	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	<p>新株予約権3種類(平成12年8月22日臨時株主総会決議、平成13年6月28日定時株主総会決議、平成14年6月27日定時株主総会決議)            なお、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の目的となる株式の数は、<u>2,834,000株</u>であり、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の数は、<u>24,180個</u>であります。            これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。</p>	—